

次のとおり公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続き（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

平成29年5月18日

北海道知事 高橋 はるみ

1 公募型プロポーザル方式に付す事項

(1) 業務名

北方領土学習資料映像制作委託業務

(2) 業務目的

北方領土問題は、戦後70年以上が経過した現在も未解決であり、元島民の平均年齢は82歳を越え、高齢化が進んでおり、返還要求運動の次世代への継承が急務となっている。

四島での暮らしを実体験として持つ元島民の説得力ある「切実な思い」を広く伝えることが、領土問題への関心を高め、理解を深める上で、最も効果があることから、これを映像化したDVDを制作する。

(3) 業務の内容

ア 北方領土の語り部に係る資料映像の制作

当時の北方四島での生活や体験、ふるさとへの思いを語る北方領土の語り部の姿を撮影し、次代を担う若い世代に深く訴えかける映像を制作する。

イ 平成28年度北方領土中学生作文コンテスト及び第15回（平成28年度）「北方領土の日」ポスターコンテスト入賞作品の紹介映像の制作

次代を担う若い世代に日本固有の領土「北方領土」についての関心を高めてもらうため、同世代が書いた作品を紹介する映像を制作する。

ウ ダイジェスト版映像の制作及び副読本データの作成等

完全版（45分から60分程度）に加え、北方領土啓発イベント会場等での放映やインターネットでの情報発信などが可能なダイジェスト版映像（30秒、1分、5分程度）を制作する。また、収録映像の内容などをまとめた副読本データを作成する。

(4) 契約期間

契約締結日より平成29年11月30日（木）まで

2 公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

(1) 複数の法人による連合体（以下「コンソーシアム」という。）又は単独法人であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単独法人は、次の要件を全て満たしていること。

ア 道内に本社若しくは事業所等（本事業を実施するために設置する場合を含む。）を有する法人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする法人、暴力団又は暴力団員の統制下にある法人を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者で

ないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

オ 暴力団関係事業者等ではないこと。また、暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

カ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

(ア) 道税（個人の道税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

(イ) 本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）

(ウ) 消費税及び地方消費税

キ コンソーシアムの構成員が単独企業、法人以外の団体又は他のコンソーシアムの構成員として、このプロポーザルに参加する者でないこと

3 参加資格の審査

(1) 公募型プロポーザル方式に参加しようとする者は、資格審査申請書をアからウまでに定めるところにより提出し、2に掲げる資格を有するかどうかの申請をしなければならない。

ア 提出期限

平成29年6月1日（木）午後3時（必着）

イ 提出方法

持参又は郵送（配達証明、簡易書留、書留のいずれかによる）により提出。

ただし、持参による提出の場合の受付は、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分（提出期限の日においては午後3時）まで

ウ 提出場所

下記9に記載の場所

4 企画提案説明書等の交付に関する事項

(1) 直接交付

ア 交付場所

下記9に記載の場所

イ 交付期間

平成29年5月18日（木）から平成29年5月31日（水）まで

ただし、閉庁日を除く午前9時から午後5時30分まで

(2) ホームページからのダウンロード

ア ホームページの URL :

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/sm/hrt/index.htm>

イ 交付期間

直接交付と同じ

5 企画提案書の提出期限、場所及び方法

(1) 提出期限

平成29年6月26日（月）午後3時（必着）

(2) 提出場所

下記9に記載の場所

(3) 提出方法

上記3の(1)イに同じ

6 提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

7 最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた評価基準及び審査方法により、提出された企画提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

8 契約手続

特定者を見積聴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

9 公募型プロポーザル方式に関する事務を担当する組織

(1) 名称

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課

(2) 所在地

郵便番号060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道庁5階

(3) 連絡先

電話番号011-204-5069（直通）

ファクシミリ011-232-1780

10 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

(2) 審査結果及び特定者名は、公表する。

(3) 詳細は、企画提案説明書による。